

社会福祉法人青山会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人青山会（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員、評議員及び評議員選任・解任委員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員及び評議員選任・解任委員と併せて役員等という。
- (2) 報酬等とは、報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、報酬等を支給する。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対して報酬等は支給しないが、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席し、職員給与が支給されない場合は、報酬等を支給する。

(報酬等の算定方法)

第4条 役員等に対する報酬等の総額は、年間5万円以内とする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 役員等が職務のため出張をしたときは、別に定める旅費規程に基づき支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬等は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、現金で支給する。

(端数処理)

第6条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、その端数全額を切り捨てるものとする。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

2 この規程は、令和5年7月1日より一部変更する。

別表1 役員等の報酬

	日 額
評議員	5,000円
理 事	5,000円
監 事	5,000円
評議員選任・解任委員	5,000円